

各区長 様

紀美野町青少年育成町民会議
会 長 小 川 裕 康

令和8年度第1回“町民一斉清掃”の実施について（協力依頼）

陽春の候貴台におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、多方面にわたり町行政にご協力ご指導を賜わり、心よりお礼申し上げます。

さて、“こどもから大人まで、地域のみんなで力をあわせ、自分たちの町を自分たちの手で美しくしましょう”というスローガンの下、年2回（5月と10月の第3日曜）実施しています町民一斉清掃ですが、本年度の第1回は、別紙のとおり5月17日（日）に実施致します。

つきましては、下記にご留意のうえ、ご理解ご協力頂きますようお願いいたします。また、回覧板の回覧をお願いいたします。

なお、5月17日以外の日に清掃作業を実施する地区がある場合は、下記の事項に留意のうえ実施するようお願いいたします。

記

○ 搬出先について

- ・旧野上町地区は中央公民館横（北側駐車場）へ搬入をお願いいたします。
ごみの種類によって降ろす場所が違いますので、当日係員が分別の場所を指示いたします。
- ・旧美里町地区は今まで通り各地区のごみステーションにお願いいたします。

○ ごみ袋について

※配布するごみ袋は、旧タイプですので通常のごみ収集日には使用できません。（みなさんに十分周知してください。）

- ・旧野上町地区はどのような袋でも結構ですが、すべてのごみを家庭ごみと同様に分別のうえ、必ず袋に入れて搬入願います。また旧のごみ袋の必要な地区は、別紙申請書にて申し込んでいただければ紀美野町青少年センター（役場2階教育課内）で無料配布いたします。
砂・泥等は水を切って、木や竹類については太さ直径20cm、長さ概ね1.5mまでにして搬入願います。
- ・旧美里町地区は旧のごみ袋を配布しますので、別紙申請書にて住民室（美里支所1階）までお申し込みください。一斉清掃を実施する場合は、住民室に連絡をお願いします。
なお、旧美里地区では砂・泥、草・木等の収集はできません。

○ 雨天の場合

雨天決行ですが、警報（大雨、洪水、暴風）が発令中の場合は中止とし、延期はしません。

清掃が必要な地区は、その地区で、別の日を設定してください。なお、警報が発令されていなくても荒天で作業が困難と思われる場合は、各地区で中止するなどの判断をしてください。

裏面に続く

- 一斉清掃作業の傷害保険について

一斉清掃の日に実施される地区

一斉清掃作業時の傷害保険については、5月と10月の一斉清掃で草刈機等を使用する方も含めて、ご協力いただける町民の方を対象とした傷害保険に加入します。なお、紀美野町民以外で協力いただける方についても、別途傷害保険に加入できますので、各班の名簿をとりまとめ、5月8日（金）までに役場青少年センターに提出してください。

一斉清掃日以外の日に実施される地区は、その日を傷害保険の対象とするため、事前に青少年センターまで、実施日及びおおよその参加人数をご連絡ください。紀美野町民以外で協力いただける方の傷害保険への加入については、各班の名簿を下記の期限までに青少年センターに提出してください。

町外の方の名簿提出期限 **実施日の前月20日まで**

実施日	町民	町民以外
一斉清掃日 (5/17)	町民参加者を対象とした保険に加入します。報告の必要はありません。	5月8日まで に名簿を提出ください。
一斉清掃日以外	実施日、参加人数を青少年センターまで報告ください。	実施日の 前月20日まで に、名簿を提出ください。

- ・加入する保険は、草刈機等を使用する場合も対象です。
- ・一斉清掃作業中にけがをして通院した場合は、青少年センター（489-5909）までご連絡ください。

- 一斉清掃日以外の日

旧野上地区での砂・泥、草・木等は収集できませんので、ご了承ください。他は、指定の袋に入れて通常のごみ収集日に出してください。

- ご高齢の方、体調不良を感じる方は、無理をせず参加を控えてください。くれぐれも無理のない範囲でお願いします。
- 町民一斉清掃についてのお問い合わせ・ご連絡

紀美野町役場・青少年センター（489-5909）までお願いします。